

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第4号

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

「生活安全部

第1条中「福祉健康部」を福祉部 に改める。

健康部 」

第2条市民環境部の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

生活安全部

- (1) 地域安全に関すること。
- (2) 交通政策に関すること。
- (3) 危機管理及び防災に関すること。

第2条福祉健康部の項中「福祉健康部」を「福祉部」に改め、同項第2号中「社会保障」を「生活支援」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、同項の次に次の1項を加える。

健康部

- (1) 保健衛生及び健康対策に関すること。
- (2) 介護福祉に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 医療に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。